

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項に基づき策定するもので、豊浦町（以下、「本町」とします。）の廃棄物を取り巻く地域の特性及び一般廃棄物の処理・処分実態と今後の社会・経済情勢、地域の開発計画及び住民の要望をも十分に踏まえ、中・長期的、総合的な観点からごみ処理計画「収集・運搬、ごみ処理施設及び最終処分」の基本方針を明確にすることを目的とします。

また、ごみ処理の現状と新技術の動向を踏まえた先見性のあるごみ処理構想と、この構想に基づいた処理計画を策定し、循環型社会形成の実現のための現実的かつ具体的な施策を検討・策定します。

なお、ごみ処理基本計画の策定にあたっては、環境省が平成20年6月に公表した「ごみ処理基本計画策定指針」を参考とします。

第2節 他の計画等との関係

本計画と他の計画等との関係を図1-2-1に示します。

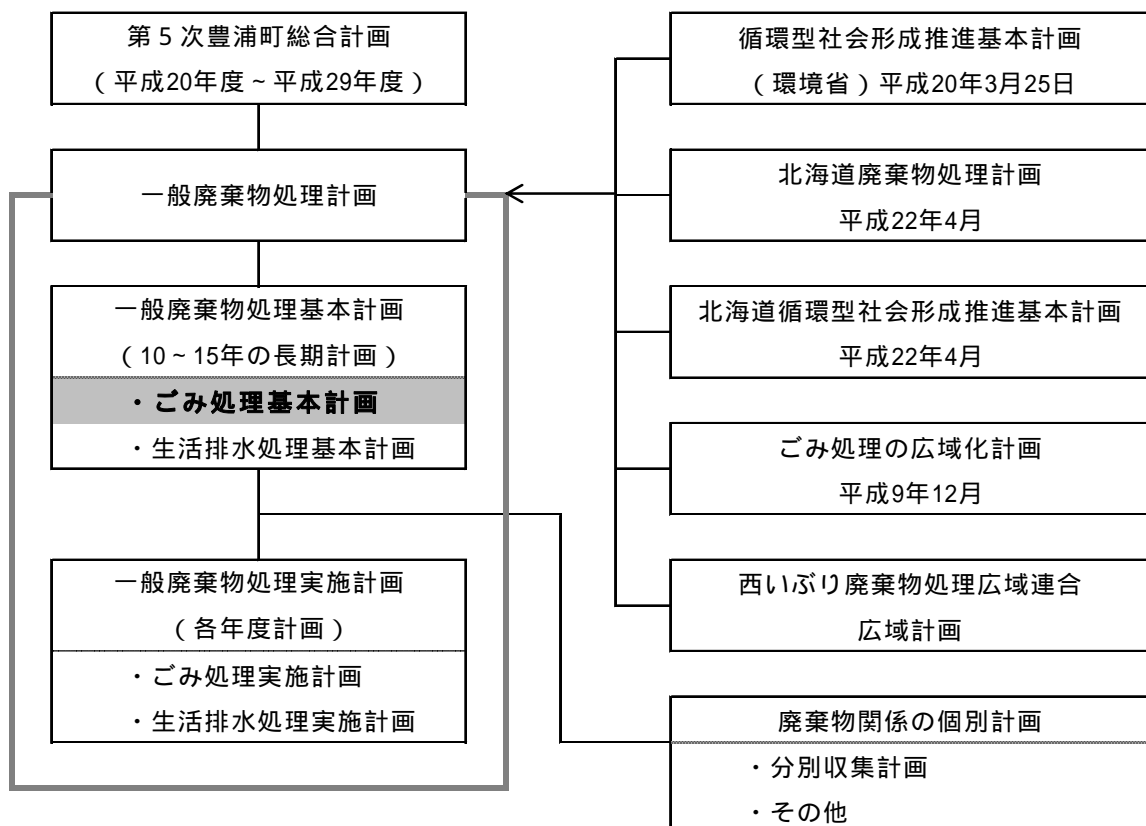


図1-2-1 他の計画等との関係

第3節 計画対象区域

計画対象区域は、本町の全域とします。

第4節 計画の範囲

本計画の対象となる廃棄物は、家庭及び事業所等から排出される一般廃棄物とします。

第5節 計画目標年次

本計画では、計画目標年次を計画策定時から15年後の平成39年度におき、計画策定から5年後に中間目標年次を設けるものとします。なお、状況の変化や施設整備年度等においては随時見直しを図り柔軟に対応していきます。

表 1-5-1 計画目標年次の設定

年 度	H25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
ごみ処理基本計画	計 画 策 定				中 間 目 標 年 次										計 画 目 標 年 次

大きな変動を伴う場合においては随時見直しを図る。